

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成23年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事及び新潟県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成24年6月22日

新潟県監査委員	山 田	修
新潟県監査委員	沢 野	修
新潟県監査委員	岩 村	良 一
新潟県監査委員	石 上	和 男

平成23年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ 「指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設の管理運営について」

1 指摘に対する措置

No.	項目	指摘の内容	措置の内容
2-1	指定管理料上限額の募集要項への記載	指定管理料上限額は、募集要項に記載すべきである。 【起業化支援・交流拠点施設】	平成23年度に指定管理者の公募を行った際、募集要項に指定管理料上限額を記載した。
2-3	利用料金収入の還付割合の募集要項への記載	利用料金収入の還付割合については、事後的に条件を追加することは適切ではなく、募集要項において明示する必要がある。 【鳥屋野潟公園（南地区）】	次期（平成26年度）公募の際の募集要項に明示する。
2-14	備品類の照合確認	指定管理者に対し、毎事業年度、備品類の照合確認を実施・報告させ、新潟県物品会計規則に準拠した照合確認を実施し、定期的に現物の実在性を確かめる必要がある。 【県民会館】 【自然科学館】	指定管理者に対して照合確認の報告について指導済みであり、今後、報告に基づき、平成24年8月までに確認する。
2-22	年間事業報告書への記載事項	記載事項として定められている項目は全て、年間事業報告書に記載すべきである。 【関岬キャンプ場】	平成23年度年間事業報告書から、記載に不備がないよう指導済みであり、適正な報告書が提出された。

2 意見に対する措置（総論）

(1) 管理運営形態の検討

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-1	管理手法の検討内容の公表	17年度実施の「新潟県公共施設改革委員会」答申を受け、その後の管理手法の検討結果及びその結果に至る検討内容を公表していない施設は公表すべきである。	管理手法の検討結果を公表していない施設については、検討の進め方も含め、改めて検討した上で、見直しの方針を定める。

(2) 指定管理者の募集手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-2	制度導入の推進役の必要性	行政改革推進室には、指定管理者制度未導入施設の所管部署に対して、制度導入の可否を定期的に確認する等、制度導入への推進役としての役割が求められる。	行政改革推進室が庁内の推進役として、県直営施設の管理状況等を定期的に確認するとともに、必要に応じて管理手法の見直しを検討する。
1-3	非公募による選定	再選定時を含め、指定管理者を非公募とする場合は、十分な検討に基づいた積極的な理由を明らかにすることが求められる。	非公募による選定にあたっては、非公募とする積極的な理由を明示する。

1-4	指定管理者の要件	<p>公の施設の管理の今後の不正の防止に向けた取組として、指定管理者を募集するにあたり、請負に関する地方自治法92条の2（議員の兼業禁止）等の趣旨を鑑み、議員・首長等本人の関与する企業等に関する応募資格について対応が望まれる。</p> <p>親族が経営する会社等も制限対象に加えることが望まれる。</p>	<p>議員・首長等本人の関与する企業等の応募を制限する。</p> <p>議員・首長等の親族が経営する企業等については、係争中の事案があるため、結果を見て対応を検討する。</p>
1-5	目標数値の設定	<p>指標を設定するにあたっては、他施設の事例等も参考に、施設の適切な管理運営及び県民への説明に向けて、創造的な工夫が望まれる。</p>	<p>利用者の満足度の向上に向け、施設の設置目的の達成状況がより明確になるような工夫（複数指標の設定や定性的指標の設定等）を行う。</p>
1-6	1者応募への対応	<p>指定管理者募集にあたり、1者しか応募がない場合は、その原因を分析し、所謂参入障壁がないか検討して、参入障壁が認められた場合には、解消に向けた取り組みを検討すべきである。</p>	<p>他県の取組状況等を参考にしながら、競争性の向上に向け、複数者から応募がなされるような公募のあり方を検討していく。</p>
1-7	所定額の内定	<p>過度の経費削減はサービス水準の低下に繋がることが考えられることから、サービス水準を確保する取組が望まれる。</p>	<p>指定管理料の決定にあたっては、適切なサービス水準の確保に必要な金額を積算するため、施設運営経費の分析を行う。</p>
1-8	人件費の取扱い	<p>指定管理者が、労働法令を遵守し、公共サービスを提供するに足りる雇用・労働条件に配慮するよう、県は留意する必要がある。</p>	<p>平成23年8月のガイドライン改正で、モニタリングシート例の中に、雇用・労働条件への配慮に関する項目を追加し、平成24年度実施のモニタリングから適用している。</p>
1-9	修繕費の取扱い	<p>修繕費の負担については、金額基準だけでなく、実務上の制約を考慮した上での柔軟な対応が可能となる取扱いを検討すべきである。</p>	<p>県が負担すべき修繕で緊急性の高いものについては、指定管理者からの事前協議に対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、緊急やむを得ず事前協議を経ずに修繕を行った場合の対応として、個別の事例に応じたルールを設定した上で事後的な協議を行うことも検討する。</p>

(3) 指定管理者の選定手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-10	審査の公正性の確保	<p>指定管理者を選定する審査委員についても、指定管理者同様に要件を定め、独立性を確保する必要がある。独立性の確保に関し、各所管課は審査委員に応募者との関係を確認し、確認結果の記録を、各所管課で実施する必要がある。</p>	<p>委員の除斥に関する標準規定を設け、各審査委員会設置要綱に追記する。</p> <p>委員に対し、応募者との関係の有無を確認する手続きを取る。</p>
1-11	審査基準の取扱い	<p>審査基準を審査過程で見直すことは、公平性の観点からできるだけ回避すべきであり、制度の運用に関して、常に検証を行い、タイムリーに見直しを行う必要がある。</p>	<p>平成22年度に選定方法の見直しを実施しており、公平性の観点も踏まえた制度運用のあり方について、今後も引き続きタイムリーに見直しを行っていく。</p>
1-12	審査項目・配点の開示	<p>募集要項等に記載する選定基準は、できるだけ詳細に開示することが望まれる。</p>	<p>最低限開示が必要な項目を例示した上で、可能な限り詳細に開示する。</p>

(4) 協定の締結

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-13	協定内容	指定管理者から柔軟な発想による創意工夫を導き出すために、自由度の高い協定となるよう内容の見直しが望まれる。	柔軟な発想による創意工夫を導き出すため、自由度の高い協定内容となるよう、目標達成の手段まで指定しない等の見直しを行う。

(5) モニタリング及び評価

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-14	モニタリング及び評価の充実化	モニタリングシートを活用してノウハウをマニュアル化し蓄積を図る等、評価内容、方法等の充実を検討すべきである。	平成24年度の募集開始(7月予定)までに、ガイドラインのモニタリングシート例に、モニタリング手法の記載欄を追加し、モニタリングのノウハウを蓄積できるようにする。
1-15	指定管理業務の正確な収支(間接費)の把握	指定管理者が、どのような根拠で間接費を計上しているか、県は正確に把握する必要がある。	指定管理業務における間接経費の計上の考え方について、必要に応じて確認する。
1-16	施設の修繕	定期的な修繕計画の必要性を検討する必要がある。	修繕計画の必要性について検討していない施設については、年度内に、中長期的な修繕計画の必要性やその作成について検討する。
		施設の耐震診断及びその後必要な施設への耐震改修費用の把握が必要である。	耐震化が義務付けられている(昭和56年以前建築の)指定管理者制度導入施設については、全て耐震改修を実施済みである。
1-17	業務評価	各モニタリング項目について、具体的な手法を例示することが望まれる。 また、施設の特性に応じ、報告事項を必要な項目に限定する等の対応が考えられる。	平成24年度の募集開始(7月予定まで)に、ガイドラインのモニタリングシート例に、モニタリング手法の記載欄を追加する。 モニタリングにおける報告事項や報告頻度等については、施設の特性に応じた必要最小限のものとする。
1-18	コンソーシアム(複数企業体)へのモニタリング	複数企業により指定管理業務を行っている場合は、そのリスク分担など、モニタリング項目を整理し、具体的な対応を検討する必要がある。	平成24年度の募集開始(7月予定)までに、ガイドラインのモニタリングシート例に、コンソーシアムに関する項目を追加する。

(6) 直営施設のあり方

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-19	直営施設の運営	適切な目標指標の設定を行い、実績を分析・評価するとともに、情報公開の充実が望まれる。	目標指標の設定や分析・公表等を行っていない施設については、年度内に、適切な目標指標を設定し、実績の分析・評価を行い、その結果をHPで公表する。

3 意見に対する措置（各論：指定管理者制度導入施設）

(1) 指定管理者の募集手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-2	募集単位	鳥屋野潟公園南北両地区は、一元的に管理運営する体制が効果的であり、一体で指定管理者を募集することが望まれる。	他の公園と比較した場合の指定管理業務の規模の差や、事業者の参入機会の確保といった面も考慮の上、南北両地区の一体管理の合理性について検討する。	鳥屋野潟公園（北・南地区）
2-4	募集期間	募集期間はガイドラインに明記している1ヶ月以上を確保することが求められる。	公募時に1ヶ月以上の募集期間を確保した。	島見・聖籠緑地、大潟水と森公園、紫雲寺記念公園、奥只見レクリエーション都市公園
			次期（平成27年度）募集の際は、1ヶ月以上の募集期間を確保することとした。	柏崎マリーナ
2-5	ペナルティ規定	稼働率による指定管理料の減額は、新潟コンベンションセンターの稼働率に基づくことから、新潟コンベンションセンター、万代島駐車場、万代島緑地3施設の指定管理料合計ではなく、新潟コンベンションセンターの指定管理料のみを対象とすべきである。	指定管理料の上限額や稼働率未達成の場合の減額のあり方などの基本的な公募条件を検討する中で、新潟コンベンションセンターの指定管理料のみを減額の対象とすることについて検討する。	新潟コンベンションセンター、万代島駐車場及び万代島港湾緑地
2-6	目標値の設定	モチベーションとして適した目標値を設定する必要がある。	平成23年度中に実施した平成24年度以降の指定管理者の公募に当たっては、県において、過去の実績を踏まえた来場者目標値の最低ラインを設定した上で、申請者から提案のあった来場者目標値を基準に、指定管理料に対するペナルティを賦課、又は利用料収入に対するインセンティブを付与することとしており、より現実的かつ、モチベーションとして適した目標設定となっている。	朱鷺メッセ展望室
2-7	審査における対応	審査の過程で審査基準を見直した場合は、公平性を確保するため、申請者に対して説明責任を果たす必要がある。	やむを得ない理由により一部を修正する場合には、各申請者に修正理由等について十分な説明を行い、事前了承を受けることとした。	鳥屋野潟公園（女池・鐘木地区）
2-8	指定管理料の決定方法	施設運営経費を徹底的に分析した上で、指定管理料を積算し決定する等の対応が望まれる。	次期指定管理料の算定に際し、施設運営経費を分析した上で、適切な指定管理料の水準を募集開始（平成24年7月予定）までに積算・決定する。	県民会館

(2) 協定書の締結手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-9	修繕費用の負担	指定管理者の修繕費の使用に柔軟性を与え、迅速な修繕を可能とする一方、県による内容検討、監視を可能にする制度構築が求められる。新潟コンベンションセンター等のように、修繕費の複数年度での使用を認める等の工夫が求められる。	指定管理者において緊急性が非常に高いと判断し、緊急的に行った修繕等について、予め個別の事例に応じたルールを定めた上で、事後的に県と費用負担に関する協議を行うことを基本協定に明確に規定する。	鳥屋野潟公園（北地区） 県立植物園

(3) モニタリング及び評価

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-10	施設の老朽化と修繕計画	劣化度調査結果を踏まえ、緊急度に応じた中長期的な修繕の必要性の検討や必要な予算化・計画化が求められる。	劣化度調査結果を踏まえ、具体的な修繕計画を作成する。	県民会館
2-11	大規模修繕計画	指定期間全体にわたる修繕計画と実施状況を対比し、必要に応じて見直しを図ることが望まれる。	修繕・更新の実施状況等を確認しながら、必要に応じて修繕計画の見直しを図っていく。	県立長岡屋内総合プール
2-12	使用困難な状態にある設備	使用困難な状態にある設備について、修繕や撤去等の適切な対応が望まれる。	使用困難な施設について、必要性や経済性を踏まえて修繕または撤去の方針を定め、適切な対応を図る。	鳥屋野潟公園（北地区） 県立植物園
2-13-1	不要物品の廃棄	現指定管理者が廃棄責任を負う物品を峻別し、早期に廃棄処分する必要がある。	指定管理者に指導済みであり、今年度中に廃棄予定。	県民会館 自然科学館
2-13-2			修繕部品としての残存価値のなくなったものは、全て廃棄処分した。	健康づくり・スポーツ医学センター
2-13-3				
2-15	常設展示の入れ替え	更なる利用促進を図るため、可能な限り展示物の入れ替えのための予算を確保することが望まれる。	限られた予算の中で、効率的な予算執行により、展示物の一部更新を実施し魅力アップを図っている。	自然科学館
			これまでの事業成果や費用対効果を踏まえ、展示物の入替え等を含め必要な対応を検討するほか、平成23年度から新たにアンテナショップを開設するなど、魅力アップを図っている。	新潟ふるさと村 アピール館

2-16	特別会議室の利用率	利用率が低い特別会議室について、利用促進のための工夫が望まれる。	平成23年12月から利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用促進に向けた取り組みに反映させる。さらに、アンケート結果を踏まえ、平成24年度中に企業等へのダイレクトメールの送付やホームページの更新等により利用促進を図る。	新潟ユニゾンプラザ
2-17	指定管理者（の構成企業）に対する経費負担	間接費の負担関係は、合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。	平成24年度以降は間接費の積算根拠を明確にするよう、指定管理者に対して指導済み。	自然科学館
			一般管理費の積算について、その合理的な根拠を指定管理者に求めることとし、指定管理業務との因果関係が明確なものとなっているか精査を行う。	鳥屋野潟公園（北、南、女池・鐘木地区）、島見・聖籠緑地、紫雲寺記念公園、奥只見レクリエーション都市公園、県立植物園
2-18	収支均衡の妥当性	県は、指定管理業務の収支について、報告書に一般会計からの繰入前の収支を記載するよう指導することが望まれる。	指定管理者に対して指導済みであり、適正な報告書が提出された。	県民会館
		県は、指定管理者に対し、指定管理業務の正確な収支を報告するよう指導すべきである。	指定管理業務に係る収支について、正確な数値を報告するよう指導し、平成24年度分より適正な報告書が提出される見込みである。	島見・聖籠緑地 奥只見レクリエーション都市公園、埋蔵文化財センター
2-19	施設間の区分経理	県は、指定管理者に施設別の指定管理料の内訳を示し、各施設の採算の良否を明らかにする必要がある。	平成26年度中に実施する平成27年度以降の指定管理者の公募に当たっては、各施設の採算について判断できるよう、施設別の指定管理料の内訳を明示した上で、公募を行う。	新潟コンベンションセンター、万代島駐車場及び万代島港湾緑地
2-20	モニタリングの充実	事業報告書の記載内容を充実させ、モニタリング項目に沿った内容にすることが望まれる。	平成23年度の事業報告書から、モニタリング項目に沿った内容に改善された。	関岬キャンプ場、柏崎原子力広報センター、健康づくり・スポーツ医科学

				センター、 県政記念 館、柏崎マ リーナ、新 潟港コンテ ナターミナ ル
2-21	事業間 の区分 経理に 関する モニタ リング	指定管理者の事業間の区分経 理に関するモニタリングを実施 するとともに、指定管理業務に 係る収支の正確性を確認する必 要がある。	平成24年6月モニタリング実施までに様 式を改正（事業間の区分経理に関する項目 を設ける）し、併せて指定管理業務に係る 口座や帳簿を検証することで、収支の正確 性を確認する。	新潟ユニゾ ンプラザ
			指定管理者の業務内容の評価を行う際の チェックリストには、区分経理に関する項 目を記載済である。今後は、区分経理が確 実に行われていることを確認できる書面の 提出を求める等により、経理の透明性、正 確性を確認する。	鳥屋野潟 公園（北、 南地区）、 島見・聖籠 緑地、紫雲 寺記念公 園、奥只見 レクリエー ション都市 公園、県立 植物園
			事業間の区分経理についてもモニタリン グ項目として設定し、指定管理業務に係る 収支の正確性を確認する。	新潟コンベ ンションセ ンター、万 代島駐車 場及び万代 島港湾緑 地、新潟東 港コンテナ ターミナ ル、 埋蔵文化 財センター
2-23	モニタ リング 頻度の 見直し	利用期間が2ヶ月であること 等から、月間事業報告書の提出 を廃止し、年間事業報告書の充 実を図る等の対応が望まれる。	平成24年度から月間事業報告書の提出を 廃止するとともに、平成23年度年間事業報 告書から、モニタリング項目に沿った内容 とする等記載の充実を図った。	関岬キャン プ場

4 意見に対する措置（各論：直営施設）

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
3-1-1	施設の管理手法	「評価委員会」の評価結果等を踏まえ、指定管理者制度導入等の検討を行うことが望まれる。	歴史博物館では、「県公共施設のあり方の見直しに関する報告書（平成18年2月）」の意見に則って、以下の取組を実施し、企画展の観覧料収入の増加や利用者の満足度が極めて高水準であるなど、一定の効果が現れている。 ①民間経験者の登用 ②施設の保守・点検などの維持管理の民間委託 ③外部委員による評価委員会の設置 また、平成22年度の歴史博物館評価委員会の評価結果を踏まえ、魅力ある博物館づくりを目指して5か年の運営方針（平成24年度～）を制定したところであり、これからも、一層、サービスの向上を図っていく。	歴史博物館
3-1-2	施設運営のあり方	常設展を絶えず魅力あるものにすることで利用者数の増加に繋げることが望まれる。	定期的に常設展示の一部入れ替えを行うなど、魅力ある常設展示となるよう努めており、常設展の利用者満足度が非常に高いなどの成果が現れている。	
		目標達成状況の分析結果を次の企画展に反映することで、更なる利用者数の増加、住民サービスの向上に繋げることが求められる。	経営会議等の場で、入館者目標の達成状況の報告や評価・課題等について議論し、入館者数の増加やサービスの向上に取り組んでいる。	
		潜在的な利用者である友の会の会員増加に向けた施策が望まれる。	友の会会員の増加に向けて、会の意見を聞きながら、年度内に必要な施策を検討する。	
3-2-1	施設の管理手法	法改正により指定管理者導入が可能となったことから、今後、指定管理者制度導入の効果と、導入に向けた課題を様々な観点（人事・組織面、コスト面、授業料等のサービス面）から整理し、第9次新潟県職業能力開発計画（平成25年～平成31年）での審議が望まれる。	第9次新潟県職業能力開発計画を策定する中で、指定管理者制度の課題等の整理を行い、審議会で審議を行う。	テクノスクール
3-2-2	施設運営のあり方	未充足の訓練科について、目標達成に向けた対策が望まれる。また、企業の雇用ニーズを汲み取ったコース設定に取り組むとともに、新たな就職先を開拓する等により全体の就業率の更なる向上が望まれる。	平成24年度から新規に、職業訓練受講者拡大対策費による訓練科の充足率の向上及び訓練生就職サポート事業による就業率の向上に取り組んでいる。	
3-3-1	施設の管理手法	改革委員会の答申から6年が経過していることから、検討内容について中間報告の公表の検討が望まれる。	施設のあり方や業務運営の改善について、関係機関や畜産農家から意見を聞くなど検討を続けているところであり、これまでの検討の概要について、平成24年7月発行予	妙法育成牧場

			定の業務年報で公表する。	
3-3-2	施設運営のあり方	「業務年報」には、マネジメントサイクルを構成するプロセスである分析・評価に関する記載がない。施設運営に関する県のマネジメントサイクルに関する公表が望まれる。	平成24年7月発行予定の年報に、受胎率の検証結果等を記載する。	
3-4-1	施設の手管理手法	県は、他の都道府県の導入施設を調査し、指定管理者制度導入を検討すべきである。	他都道府県の導入状況を調査するなど、管理方法の検討を行っている。 指定管理者制度の導入について、施設のあり方等を踏まえ検討する。	青少年研修センター
3-4-2	施設運営のあり方	施設全体の利用者数は増加しているが、利用者を細分化し分析した結果、更なる利用者数の増加に向けた課題や改善点が見いだせる。利用者数の増加、住民サービスの向上に向け、マネジメントサイクルを有効に機能させるための取組が求められる。	所内運営委員会において、更なる利用者数増加に向けた目標設定や具体的な対策を検討し、施設全体のサービス向上を図る。	
3-4-3	情報公開	公共サービスの更なる向上に向けて、施設管理に関する情報を質量ともに充実し、紙媒体だけでなく、HP等により広く県民への情報公開を検討すべきである。	事業実績や施設利用状況、アンケートの分析結果等を整理し、HP等で公表する。	
3-5-1	施設の手管理手法	県は、他の都道府県の導入施設を調査し、指定管理者制度導入を検討すべきである。	他都道府県の導入状況を調査するなど、管理方法の検討を行っている。 指定管理者制度の導入について、施設のあり方等を踏まえ検討する。	少年自然の家
3-5-2	施設運営のあり方	年間利用者数目標は、過去4年達成されているが、目標値が現状維持の水準に設定されていると思われる。当施設にとって利用者数の最適な目標値の設定が望まれる。	利用者数の目標値については、施設の規模、利用団体の特徴、活動の安全性、利用者の満足度などを考慮した上で、最適な目標値を設定した。	
		更なる利用者増加に向けて、季節的な要因を克服し、魅力あるプログラム作りが求められる。	プログラムについては、利用者が減少する季節において、利用増加を図るため、利用団体のニーズを踏まえた活動プログラムの見直しを行った。今後も、魅力あるプログラムの開発と提供に努める。	
		「はつらつ体験塾」の参加率が他の事業に比べて低いため、不参加の原因を調査し、必要に応じて事業内容の見直し等の検討が求められる。	平成24年度においては、更に当事業に対する認知度や意識、求める内容等を把握・分析して、事業内容等を検討し、参加率の向上を図る。	
3-5-3	情報公開	公共サービスの更なる向上に向けて、施設管理に関する情報を質量ともに充実し、紙媒体だけでなく、HP等により広く県民	事業実績や施設利用状況、アンケートの分析結果等を整理し、HP等で公表する。	

		への情報公開を検討すべきである。		
3-6-1	施設の管理手法	他県の指定管理者導入施設を調査し、課題を整理した中で、最も適切な管理手法の検討が望まれる。	他県の指定管理者導入施設の状況について情報収集を行い、最も適切な管理手法を検討する。	近代美術館、 万代島美術館
3-6-2	施設運営のあり方	マネジメントサイクルを有効に機能させるには、合理的な目標を設定するとともに、目標達成に向け、目標と実績を比較して原因分析を行い、広報活動の強化、他の美術館、博物館との連携、利用料金の弾力化等効果的な施策を実行することが望まれる。	既に「目標設定→事業実施→美術館による報告・自己評価→美術館協議会による外部評価→事業に反映」という評価システムを構築しており、目標と実績の比較や改善策等の検討を行っている。 平成23年度の成果としては、外部との連携拡大として、特に長岡造形大学との連携を深めた。	